



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 トレーディア株式会社
代表者名 代表取締役社長 古郡 勝英
(コード9365、東証第2部)
問合せ先 取締役総務本部長 山下 修一
(TEL. 078-391-7170)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしました。また、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 87 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単위를 100 株に集約することをめざした取り組みを進めております。

当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本件にかかる定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」のとおり普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1 単元株式数あたりの金額）の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当社株式について 10 株を 1 株に併合するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 5,400,000 株

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、会社法の定めにより、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、現行の 54,000,000 株から 5,400,000 株に変更されたものとみなされます。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	14,700,000 株
株式併合により減少する株式数	13,230,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,470,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値となります。

（3）株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないため、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば当社株式の資産価値に変動はありません。

（4）株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数	所有株式数
10 株未満所有株主	115 名 (10.8%)	159 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	952 名 (89.2%)	14,699,841 株 (100.0%)
総株主	1,067 名 (100.0%)	14,700,000 株 (100.0%)

（5）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

（6）株式併合の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、その効力が生じる平成 29 年 10 月 1 日をもって当社の定款は、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,400万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>540万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 平成29年5月12日 |
| ②定時株主総会決議日 | 平成29年6月29日(予定) |
| ③単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ④株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| ⑤定款一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上